

函館市監査公表第19号

函館市長から、行政監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和5年11月20日

函館市監査委員 小野 浩

函館市監査委員 本間 裕 邦

函館市監査委員 浜野 幸 子

函館市監査委員 斉藤 佐知子

函 総 務

令和5年(2023年)10月30日

措 置 通 知 書

函館市監査委員 様

函館市長 大 泉 潤

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり通知します。

部 局 名	総務部		
監 査 の 種 類	定期監査・財政援助団体等監査・ その他（行政監査）		
監査等実施期間	令和4年8月31日～令和5年3月27日	提出日	令和5年6月5日
監 査 項 目 等	歳入歳出外現金の取扱いについて		
区 分	勧告事項, 指摘事項, 意見		
ア 歳入歳出外現金の根拠法令について 歳入歳出外現金は、法第235条の4第2項において、法律または政令の規定によるものでなければ保管することができないとされている。 総務部人事課では、退職した職員が在籍期間中に欠勤したことによる給料の減額分を「その他の保管金/その他の保管金（総務部）」として保管していた。 しかし、法律または政令に、このような現金を歳入歳出外現金として取扱うことのできる規定がないことから、今後は歳計現金として適正に事務処理されたい。			
措置内容, 対応・考え方			
職員の欠勤に伴う給料の減額につきましては、一般職の職員の給与に関する条例施行規則第6条第3項の規定に基づき、事由の生じた月の翌月以降の給与額について行っているものですが、退職した職員の場合、翌月以降の給与支給が生じないことから、当該職員が戻入票により減額分の返納をしているところです。 本件につきましては、当該職員の申出に基づき、認識誤りにより退職手当から減額分の控除を行い、歳入歳出外現金に保管したものであり、本件以外は、退職した職員について給料の減額が発生する場合は、戻入票により返納する事務処理を行っているところです。 今後におきましては、法令や本市の諸規定の確認について徹底し、適正な事務の執行に努めてまいります。			

函 総 務

令和5年(2023年)10月30日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函 館 市 長 大 泉 潤

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり通知します。

部 局 名	総務部		
監 査 の 種 類	定期監査・財政援助団体等監査・ その他（行政監査）		
監査等実施期間	令和4年8月31日～令和5年3月27日	提出日	令和5年6月5日
監 査 項 目 等	歳入歳出外現金の取扱いについて		
区 分	勧告事項, 指摘事項, 意見		
エ 支出する際の収入確認について 職員の給料および期末勤勉手当から控除された歳入歳出外現金を債権者に支払う際、「支出負担行為伺」および「支出命令書・請求書兼領収書」を給料等の支給日より前に起票していた。 歳入歳出外現金については、各部局において事務手続が行われているが、会計規則第42条において、支出命令書の会計管理者への送付期日は、特別の理由によるものを除き、支払の期限または期日の5日前までと規定されているため、一部の歳入歳出外現金では、債権者への支払期限等の関係により、給料等の支給日前に伝票を起票し、会計管理者へ送付することが常態化している。 しかしながら、これらについては、歳入歳出外現金が所定の口座に入金され収入となる前の支払手続きであるため、会計部が定めた「財務会計事務処理要領」における「歳入歳出外現金の支出の際には、収入を確認のうえ起票すること。」の規定に反するものであることから、債権者と支払期限等の見直しに係る協議や会計部と会計管理者への送付期日について協議し、会計規則等に基づき、適正な事務処理に努められたい。			
措置内容, 対応・考え方			
これまで「債権者との支払期限の延長」や「会計部との送付期日の変更」について協議を行ってきたところであり、一部の親睦会や同窓会からは支払期限等の延長ができるとの回答を得たところですが、多くの債権者においては支払期限等の延長ができない状況にあり、引き続き会計部と送付期日や確認方法などについて協議を進め、事務の早期適正化を図ってまいります。			